

登録番号

847

## ○大阪産業大学利益相反マネジメント規程

制 定 平成 23 年 10 月 14 日  
最近改正 平成 29 年 3 月 29 日

(目的)

**第 1 条** この規程は、大阪産業大学利益相反ポリシーに基づき、大阪産業大学（以下「本学」という。）における利益相反マネジメントに関し必要な事項を定め、本学の職員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するとともに産学官連携の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この規程における用語は、次の定義のとおりとする。

- (1) 「企業等」とは、企業、国、地方公共団体またはその他の団体をいう。
- (2) 「産学官連携活動」とは、共同研究、受託研究、奨学寄附金の受入れ、技術移転または兼業活動等をいう。

(対象者の範囲)

**第 3 条** 利益相反マネジメントの対象者は、本学の教育職員（以下「職員」という。）とする。ただし、第 7 条で規定する利益相反マネジメント委員会が必要と認めた者を対象者に加えることができる。

(対象事象)

**第 4 条** 利益相反マネジメントの対象となる事象は、職員が産学官連携活動または厚生労働科学研究を行う場合で、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 当該職員が相手企業等から一定額以上の経済的利益を得る場合
  - (2) 当該職員が相手企業等から一定額以上の物品を購入する場合
  - (3) 当該職員が相手企業等から何らかの便益を供与される場合
  - (4) 当該職員が相手企業等の一定比率以上の株式等（出資金、ストックオプション等を含む。）を保有する場合
- 2 当該職員と生計を一にする配偶者または一親等の者が前項各号のいずれかに該当する場合においても、利益相反マネジメントの対象とする。

(利益相反マネジメントの指針)

**第 5 条** 産学官連携活動または厚生労働科学研究を推進する上で生ずる利益相反の問題を解決する指針は、次のとおりとする。

- (1) 職員が、本学における職務よりも、個人的な利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。（個人としての狭義の利益相反）
- (2) 本学が、本学の社会的責任よりも、本学の利益を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。（大学（組織）としての狭義の利益相反）
- (3) 個人的な利益の有無にかかわらず、職員が本学以外の活動を優先させていると客観的に判断されることのないようにすること。（責務相反）

(職員の義務)

**第 6 条** 職員は、産学官連携活動または厚生労働科学研究を行うにあたり、利益相反の疑惑を抱きかねないものについてはその解消、またより深刻な状態に発展しないように最大限の配慮および努力をしなければならない。

2 職員は、産学官連携活動または厚生労働科学研究を行う場合は年度ごとに、第 7 条で規定する利益相反マネジメント委員会に対して別途定める様式により利益相反に関する自己申告を行わなければならない。

3 職員は、前項に定めるものの他、本学の利益相反マネジメントに誠実に協力しなければならない。

## 8 教育・研究関係 (847 大阪産業大学利益相反マネジメント規程)

(利益相反マネジメント委員会)

**第7条** 本学は、利益相反マネジメントを適切に実施するため、利益相反に関する事項を審議する機関として利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の審議事項等)

**第8条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントのための調査および相談に関する事項
- (2) 利益相反に関する個々の案件の審査および措置に関する事項
- (3) 利益相反に関する社会への情報公開に関する事項
- (4) 第11条第5号に規定する異議申立てに関する事項
- (5) その他委員会が必要と認める事項

2 委員会は、その活動状況を学長に定期的に報告する。

(委員会の構成)

**第9条** 委員会は、次の者をもって構成し、委員長は教育研究推進センター長とする。

- (1) 教育研究推進センター長
- (2) 総務部長
- (3) 教育研究推進センター部長
- (4) リエゾン委員会から選出された者1名
- (5) 学長が委嘱する学外の有識者

(委員会の運営)

**第10条** 委員会は委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。

3 委員会の議決は、出席委員の過半数による。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 利益相反審査の対象となる委員は、その審議に加わることができず、かつその数は委員総数に算入しない。

(相談、審査、勧告等の手続き)

**第11条** 職員は、自らの利益相反マネジメントに関する事項について、委員会に相談することができる。委員会は、当該相談に応じるとともに、適切な助言を行うものとする。

2 委員会は、第6条第2項に定める自己申告があったときは、個々の案件の利益相反について許容できるものか否かを審査する。審査に当たっては、必要に応じて、当該職員にヒアリングすることができる。

3 委員会は、当該審査に基づき、利益相反マネジメントに関する措置について、学長に対して文書をもって意見を述べる。

4 学長は、当該意見に基づき利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると認められる場合には、関係する職員に対して本学の見解を提示し、改善に向けた助言または勧告等を行う。

5 職員は、本学の見解、助言または勧告等に異議がある場合には、学長に対して別途定める様式により異議申立てを行うことができる。

6 委員長は、前項の異議申立てを受けたときは、速やかに委員会を開催し当該異議申立てに関する審議を行い、その結果を学長に対して文書をもって報告する。

7 学長は、当該委員会の議を経て当該異議申立てに対する決定を行い、その決定について当該職員に通知する。

8 職員は、前項の決定に対する異議申立てを行うことはできない。

(大学としての利益相反への対応)

**第12条** 職員は、大学としての利益相反があると思われた場合には、随時、問題提起することができる。

2 前項に定める問題提起は地域社会連携課において受付け、委員長に問題提起の内容を報告する。

3 委員長は、報告を受けた内容について検討を行い、委員会における審議が必要であると判断した場合には、委員会を開催し、大学としての利益相反を構成する事実関係を確認のうえ、利益相反マネジメントが必要であるか否かを審議する。

4 委員長は、前項の審議の結果、大学としての利益相反を構成する事実関係を改善する必要があると判断した場合には、学長および学校法人大阪産業大学理事長に報告する。

（関係書類の保存）

**第13条** 職員および本学は、利益相反に関する書類を5年間保存しなければならない。

（個人情報等の保護）

**第14条** 本学は、申告等により得られた利益相反に関する情報は、学校法人大阪産業大学個人情報の保護に関する規程の定めるところにより、厳重に保管・管理する。

2 委員会委員等、利益相反に関する情報を職務上知り得た者は、正当な理由なく、当該情報をその任期中および退任、退職後も他に漏らしてはならない。

（説明責任）

**第15条** 本学は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外へ公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。

2 本学は、学外への情報公開に当たって、その個人情報の保護に留意する。

（研修の実施）

**第16条** 本学は、職員に対し、利益相反に関する研修の実施や啓発に努めるものとする。

（事務）

**第17条** 利益相反に関する事務は、地域社会連携課が行う。

**附 則**（平成23年10月14日）

（施行期日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年2月29日）

（施行期日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年3月29日）

（施行期日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。